

様式第2号（第5条関係）

平成25年8月5日

政 務 活 動 報 告 書

栗山町議会議長

鶴 川 和 彦 様

栗山町議会議員 小 寺 進



このたび、下記のとおり調査いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成25年7月26日～平成25年7月28日まで
- 2 旅 行 先 東京都千代田区 法政大学（市谷キャンパス）
- 3 目 的 市民と議員の条例づくり交流会議2013（夏の全国大会）
- 4 関係 書類 別紙のとおり

4. 調査事項

市民自治体と議会改革をあきらめない

今年で13回目となる、市民と議員の条例づくり交流会議2013「市民自治体と議会改革をあきらめない」に参加致しました。全国各地から200名を越える参加者が集い、各地との交流・課題の共有などを行いました。

(1) 「市民と議会の現段階と到達点」

長野 基（首都大学東京、市民と議員の条例づくり交流会議運営委員）と広瀬克哉（法政大学、市民と議員の条例づくり交流会議代表運営委員）からそれぞれ報告がありました。

議会調査2013結果報告では、

2012年末時点での議会改革の状況が（1）議会改革及び議会の状況、（2）改革の基本項目の概況、（3）分科会討議への基礎データの各パートより報告された。

議会改革の全般的状況に関しては、議会基本条例が既に371議会（全自治体の20.7%）で制定され、更に制定済み議会の約30%で改正を経験（その多くは政務活動費への移行関係）していることが報告された。

また、2013調査では近年の地方自治法改正により可能となった議会・首長双方の権能行使についても調査されている。2012年中に「議会の招集権に関する法改正を受けて、議長により臨時会が招集された」が13議会、そして「首長による、一般再議」請求の対象が拡大されたことを受けて、条例・予算以外での計画等の議決においても首長が再議を求めた」のが既に6議会存在していたことが明らかにされた。

改革の基本項目の概況では、「議会への市民参加」として2012年中に「議会として市民と直接対話する機会」（意見交換会、懇談会、議会報告会等）は40.5%（634議会）で実施されたことが明らかとなった。2007年調査（8.6%）から実に5倍弱の伸びである。

また、「議会による情報公開」では、議員個人または会派単位で「議案に対する賛否（対応、採決態度）公開」を実施している議会は45.6%（720議会）であった。こちらも2012調査（35.0%）から10ポイント程拡充している。

一方で「議会における議員間討議」では、「質疑」の時間とは区別して、議長、委員長判断または議員の動議等により、議事をとめずに、「議員間の討議（自由討議）」の場を設定して行ったのは88議会（5.6%）で、昨年度とあまり変化がない状況が報告された。

次に分科会討議の基礎資料については、第1分科会「市民と議会の対話とコミュニケーションツール」へは、《議会報告会の実施》が420議会（26.8%）へ拡充している。第2分科会「計画・予算への取り組みと提言・評価活動への市民参加」へは《議員以外に公募市民や外部有識者（学識者）等も参加する機関を設置して、調査検討を行ったのが10議会、「公募市民や外部有識者（学識者）等、議員以外で構成される機関を設置して、調査検討を行った」が5議会であった事が示された。

最後に第3分科会「議会ミッション実現を調査と議事の双方から支えていく」に関しては、「直近5年間」の期間でみると、「議会事務局正規職員の増員」が83議会（5.3%）で実施されるなど、厳しい財政状況の下にあっても、議会事務局の人材増強に関して実現した取り組みは一定程度存在していることが報告されている。

(2) 市民と議会の到達点と次のステップ

基調提起は、まず現在の政治情勢についての分析から始まった。国政選挙のままに展開されている地方選挙と、国政選挙とはまったく違う結果が出ている地方選挙との分極化が起こっていること。そしてローカルな状況によって決着した地方選挙のほとんどが首長選挙であって、議員選挙ではなかったことが指摘された。争点も、結果も国政の付属物としてあるのではなく、政治家も有権者も地方選挙それ自体

として動く地方政治が、一部ではあるが存在しているということであり、そうならない地方選挙については、なぜそうになっているのかを振りかえって見る必要がある。

議会報告会については、2012年には全国では420以上の議会が実践し、市民と議会の直接対話の場全般に広げるならば、634の議会が取り組むようになったが「議会が報告し、市民が追求する」という関係から次への展開が生まれているかどうか問われる。論点の公開と世論形成の場となっているかどうか。当事者から政策シーズを議会が把握する場になっているかどうか。そして、市民からの政策の論点を議会に対して入力する場になっているかどうか問われている。

ICTは市民と議会のコミュニケーションをどのように変えただろうか。これまでは到達しにくかった相手方に議会のメッセージは届いたのか。従来ならば発信が困難だった情報（たとえば冊子の予算書を不特定多数の市民に配布することは難しかったが、電子化によって簡単にできるようになった）は市民に届くようになったのか。また、ICTによって、従来は顕在化していなかったコミュニケーションのニーズが見えるようになっただろうか。

政策の実体に関わる改革については、計画の議決事件化がどのような変化をもたらしたかが問われる。議会が計画や予算を議決するとき、市民意思や政策水準についての裏付けをとっているかどうか。また、実施段階で改めてチェックができているかどうか。

議会が改革のための具体的な取り組みをするなかで、はじめて見えてきた制度上の壁がある。議会の審議に市民意思を直接反映したり、専門的な裏付け情報を確保するための仕組みは、既存の会議規則では想定されていない場合がある。議会の申し合わせなどで任意に実行できるとの解釈が一般的だが、それを条例によって制度化しようとするには、法解釈上の異論も出てくる。特に、法律が議会に義務づけていない行動を、議会自らが条例等によって義務づけることは可能なのか。できない理由がないという解釈がある一方で、法の想定外を義務づけることは法律の範囲外になってしまう（だからできない）という解釈もある。議会の運営ルールを、議会改革の目的に照らして、今必要とされている活動を実現可能にするためには、議会の審議に関する法解釈の原理を再確認する必要に迫られるようになってきている。

審議過程の質の向上に向けては、議員間討議が有効に活かされているかどうか問われている。また、議会が入手する判断材料がどれだけ豊富になったか、審議過程の質を市民に示し、それに対する市民の評価をさらなる質の向上に活かしているかどうか。

このような課題を認識し、全体会、分科会のテーマが構成されていることが説明されました。

コミュニケーションツール

第2日 第1分科会 (メモ)

- ① 対話の場でどの様に議会報告会をつくっていくのか？
- ② 目的のために色々な道具を効果的に使いこなすには？
- ③ 対話と情報共有を自治体の政策にどう反映していくか？

◎身近な街の話題から

◎いつでも、どこでも、だれとでも＝参加できる議会報告会

◎個別的に陳情．要望が出てくる＝行政に出す

◎報告会に出ると責められるか

◎多様な意見があって議論して結論をだす議会

◎常任委員会としてまとめられるか

◎議員の中から司会をだすか

第3者から司会をだすか

◎聴覚障害者の人の対応（カメラつきインタホン）

◎対話としての報告会

◎大垣市議会（信頼される－関係）

◎報告会をどのようにやっているか？

市民側が仕掛けているが、時間は（アンケート、日程、曜日、時間）

◎賛成、反対の意見を聞いてから議論する

◎続ける場合（職員の移動の時）

◎情報共有－馴れるとあたりまえになってしまう

このような意見がありました。